

第 10 期介護保険事業計画策定のポイント

第 11 次芦屋すこやか長寿プラン 21 第 10 期介護保険事業計画 令和 9 年度（2027 年度）～令和 11 年度（2029 年度）について

1 計画の策定

今期より（仮称）芦屋市総合福祉計画に包含して策定する介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づいて、高齢者福祉計画と一体的に策定する計画です。保険給付の円滑な実施のため、3 年間を 1 期として、国の定める基本指針に沿うとともに、兵庫県が策定する介護保険事業支援計画及び医療計画とも整合のとれた計画として策定します。6 年間の計画である総合福祉計画本編とは別に、介護保険事業計画は別冊として扱い、3 年ごとに見直し、改訂を行います。

（1）計画期間

第 10 期介護保険事業計画は、令和 9 年度（2027 年度）～令和 11 年度（2029 年度）の 3 か年計画として策定し、3 か年の第 1 号被保険者（65 歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

（参考）第 8 期（令和 3～5 年度） 保険料基準月額 5,740 円
第 9 期（令和 6～8 年度） 保険料基準月額 6,180 円



（2）スケジュール

令和 8 年 7～9 月 第 10 期計画の主な施策展開の方向性の検討
10～12 月 計画素案検討・作成、計画素案完成、サービス見込量及び保険料の概算推計
令和 9 年 1 月 パブリックコメント実施
令和 9 年 3 月 計画策定、介護保険料の改定（介護保険条例の改正）



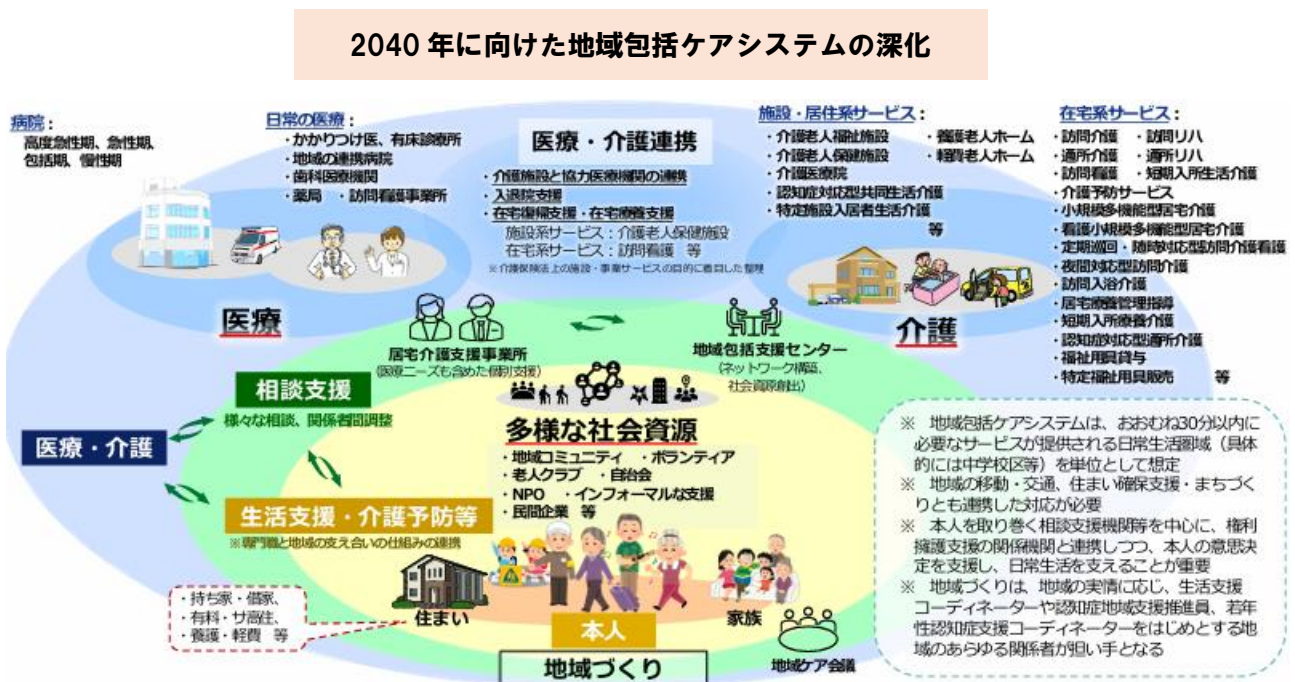
2 国の動向

(1) 介護保険制度の近年の状況・課題

介護保険事業計画は第6期計画（平成27年度～29年度）以降、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むための、地域包括ケアシステムの構築を推進する「地域包括ケア計画」として位置付けられました。また、第7期計画（平成30年度～令和2年度）以降は、地域包括ケアの理念の普遍化と、その深化・推進により、高齢者だけでなく、障がい者やこどもなどを含むすべての人を対象とする「地域共生社会」の実現を見据えた計画とすることが求められてきました。

地域包括ケアシステムは、第9期計画期間（令和6～8年度）の中間年度であった2025年に団塊の世代の全員が75歳以上の後期高齢者となることから、これまでの計画では主に2025年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるように、その推進が図られてきました。今後は、2043年に迎えるピークに向けてさらに高齢者人口が増加し、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増え、認知症高齢者や独居の高齢者等の増加が見込まれる中で高齢者を支えていくために、2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させていくことが求められています。一方で、国全体としては高齢者人口が増加するものの、地域により高齢化や人口減少のスピードが異なるために、必要とされるサービス需要の変化が見込まれることから、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があります。

こうした地域包括ケアシステムを支える人材は、人材不足に直面しています。介護人材を確保し、介護人材が安心して働ける生産性の高い職場環境を整備するための対策を講じていく必要があります。



「介護保険制度の見直しに関する意見」社会保障審議会介護保険部会（令和7年12月25日）より

(2) 国の第10期介護保険事業計画策定にかかる「基本指針」について

①基本指針とは

- ・ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針。
- ・ 医療介護総合確保促進法に定められた地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）に即して定められる。
- ・ 3年を一期とする都道府県・市町村介護保険事業計画作成のガイドラインの役割。
（計画の「基本的記載事項」や「任意記載事項」を示す）

②基本指針が定めること

- ・ サービス提供体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項。
- ・ 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項。
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項。
- ・ 指針の見直し。
- ・ 地域分析指標（確認すべき指標・状況）。※第10期から新設
- ・ サービスの種類ごとの量の見込を定めるにあたって参酌すべき標準。

③第10期介護保険事業計画の方向性

- ・ 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- ・ その際、「中山間、人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置づけを明確化したうえで、必要な取組を進めることが必要。

第135回社会保障審議会介護保険部会（令和8年6月29日）より抜粋
第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

見直しのポイント（案）

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

（２）地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

（３）介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

※赤字及び下線部分は、前回（第９期）基本指針から変更になっている箇所です。